

— 第4章 福祉事業 —

□保健事業

P.80

■所属所保健事業に対する補助

- ・下記の点に変更となっております。

それに基づいて健康診断や予防接種等を行い、その費用に充てています。



削除

■人間ドック補助

- ・下記の文章を削除しました。

また、受診にあたっては、職務専念義務免除が受けられます。 ←削除

■メンタルヘルス相談事業

- ・下記の点を削除しました。

↓削除

【あなたの悩みに、電話で心の専門家がお応えします】

相談受付電話番号 フリーダイヤル

0120-358-349

P.81

■特定健康診査・特定保健指導

- ・下記の点に変更となっております。

「生活習慣病予防の徹底」を図るため、平成20年4月から新たに「特定健康診査」および「特定保健指導」を実施することが、当共済組合を含むすべての医療保険者に義務付けられました。目的は、糖尿病などの生活習慣病の予防を徹底することにあります。

当共済組合では、40歳以上の組合員および被扶養者のすべての方に対し、特定健康診査および特定保健指導を実施しています。



当共済組合では、40歳から74歳までのすべての組合員および被扶養者に対して特定健康診査および特定保健指導を実施しています。

特定健康診査・特定保健指導とは…

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクの高い方には「特定保健指導」を行います。【内臓脂肪蓄積の程度（腹囲・BMI）】と【リスク要因の数（高血圧、脂質異常、高血糖、喫煙歴）】から対象者を3つのグループ（情報提供、動機付け支援、積極的支援）に分類します。

動機付け支援または積極的支援に該当した方は、医師・保健師・管理栄養士などの専門家による個々人に合わせた特定保健指導を受けることになります。

【受診費用の負担について】

区分	特定健康診査	特定保健指導
組合員	事業主健診で代替：無料 人間ドックで代替：自己負担あり	自己負担（3割）
		↓ 無料
被扶養者	無料	自己負担（3割）
		↓ 無料

P.83

■特定保養所・宿泊所に対する利用料金一部補助

[補助の対象となる保養所・宿泊所]

- ・下記の施設を削除しました。

政府管掌健康保険保養所 ←削除

P.84

■マジックキングダムクラブ

- ・1デーパスポートのメンバー専用特別料金が下記の通り変更となっております。

1デーパスポート (一般料金の約10%OFF)

→ (大人・中人…一般料金から400円引/小人…一般料金から200円引)

P.85

■ユニバーサル・スタジオ・ジャパン

削除しました。

P.86

■引越システム

- ・下記のとおり変更となっております。

①(株)日本旅行 (日旅引越システム)

指定運送会社 西濃運輸(株) → セイノー引越(株)

②日本通運(株) (国内) 0120-154-022 → (国内) 0120-929-154

④クロネコヤマト引越センター 0120-008008 → 0120-801635

- ・下記の引越業者を追加しました。

⑤三八五引越センター 0120-01-0385

■ホテル利用割引システム

・下記の内容に差替えました。

組合員が次の宿泊施設を利用する時に、一般料金より安く宿泊できるシステムです。利用される方は、以下により、業者に直接予約をしてください。

(チェックインの際に、組合員証の提示を求められる場合があります。)

①ホテル法華クラブグループ (一般料金の 15%割引)

ホームページ (<http://www.hokke.co.jp/indexj.php>)

②東急ホテルズグループ (一般料金の 20%割引)

予約センター (0120-21-5489) ホームページ (www.tokyuhotels.co.jp/ja/biz)

法人会員番号 : 300200292 パスワード : ref109

③ワシントンホテルチェーン・ホテルグレイスリー (一般料金の 10%割引)

予約センター (0120-05-8849)

ID : KO

④ホテルウィングインターナショナルチェーン

インターネット (<http://www.hotelwing.co.jp/houjin1/index.html>)

ID : wing パスワード : 1105

■三井住友クレジットカードゴールドカードの優待利用

・下記のとおり変更となっております。

(家族に関しては 2 人目以降は年会費 1,050 円) → 1,000 円 (税抜)

・下記の内容を追加しました。

■JCB ビジネスカードの優待利用

組合員及びその家族 1 名が年会費無料で JCB ビジネスカードを利用できます。

申込書に必要事項を記入し、直接 JCB カードへ申し込んでください。

問い合わせ先 : JCB 法人デスク 0120-883-623 (受付時間 9:00~17:00 日・祝・年末年始休)

□国家公務員共済組合連合会が行う福祉事業

・下記の内容を追加しました。

■KKR 介護情報提供事業

国家公務員共済組合連合会は、KKR 介護相談ダイヤルを開設し、組合員やご家族の方に介護に関する各種相談、介護用品の購入、介護関連施設のご案内等を提供しています。利用される方は、KKR 便利帳または KKR ホームページ (<http://www.kkr.or.jp>) をご覧ください。

(参考) KKR 介護相談ダイヤル フリーダイヤル 0120-556-860

■KKR ブライダルネット

国家公務員共済組合連合会は、組合員の方に結婚情報サービスを提供しています。利用される方は、KKR 便利帳または KKR ホームページ (<http://www.kkr.or.jp>) をご覧ください。

所属所名	保育所名	住 所
北海道がんセンター所属所	こぼと保育所	北海道札幌市白石区菊水四条 2-3-54
北海道医療センター所属所	きしゃぼっぽ保育園	北海道札幌市西区山の手 5 条 7-1-1
函館病院所属所	つくし園	北海道函館市川原町 18-16
旭川医療センター所属所	どんぐり保育所	北海道旭川市花咲町 7-4048
帯広病院所属所	くるみ保育園	北海道帯広市西 18 条北 2-16
八雲病院所属所	こぼと保育園	北海道山越郡八雲町宮園町 128-1
弘前病院所属所	風の子保育園	青森県弘前市大字富野町 1
青森病院所属所	あかしや保育園	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155
盛岡病院所属所	すみれ保育園	岩手県盛岡市青山 1-25-1
花巻病院所属所	みつば保育園	岩手県花巻市諏訪 500
岩手病院所属所	杉の子保育園	岩手県一関市山目字泥田山下 48
釜石病院所属所	のぞみ保育園	岩手県釜石市定内町 4 丁目 7-1
仙台医療センター所属所	ひまわり保育園	宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-8-8
仙台西多賀病院所属所	さくら保育園	宮城県仙台市太白区鉤取本町 2-11-11
宮城病院所属所	つくし保育園	宮城県亘理郡山元町高瀬字台戦原 100
国立療養所松丘保養園所属所	さくら保育園	青森県青森市大字石江字平山 19
福島病院所属所	たんぼぼ保育園	福島県須賀川市芦田塚 13
国立国際医療研究センター所属所	つくしんぼ保育所	千葉県市川市国府台 1-7-1
水戸医療センター所属所	つくし保育園	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280
霞ヶ浦医療センター所属所	かすみ保育園	茨城県土浦市下高津 2-7-14
栃木医療センター所属所	とちのみ保育園	栃木県宇都宮市中戸祭 1-10-37
宇都宮病院所属所	なかよし保育園	栃木県河内郡河内町大字下岡本 2160
高崎総合医療センター所属所	こじか保育園	群馬県高崎市高松町 36
西埼玉中央病院所属所	こぼと保育園	埼玉県所沢市若狭 2-1671
埼玉病院所属所	さいたま保育園	埼玉県和光市諏訪 2-1
東埼玉病院所属所	ひまわり保育園	埼玉県蓮田市大字黒浜 4147
千葉東病院所属所	にとな保育園	千葉県千葉市中央区仁戸名町 673 番地
下志津病院所属所	こじか保育園	千葉県四街道市鹿渡 934-5
千葉医療センター所属所	つばき保育園	千葉県千葉市中央区椿森 4-1-2
東京医療センター所属所	東二ひまわり保育園	東京都目黒区東が丘 2-5-1
東京病院所属所	なかよし保育園	東京都清瀬市竹丘 3-1-1
災害医療センター所属所	なかよし保育園	東京都立川市緑町 3256
横浜医療センター所属所	さくらんぼ保育園	神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2
久里浜医療センター所属所	のび保育園	神奈川県横須賀市野比 5-3-1
相模原病院所属所	さがみたんぼぼ保育園	神奈川県相模原市桜台 18-1
神奈川病院所属所	さくら保育所	神奈川県秦野市落合 666-1
箱根病院所属所	風祭グリーンゲールズ保育園	神奈川県小田原市風祭 412

西新潟中央病院所属所	まさご保育園	新潟県新潟市真砂 1-14-1
さいがた医療センター所属所	さくらんぼ保育園	新潟県上越市大潟区犀潟 468-1
東長野病院所属所	すくすく保育園	長野県長野市上野 2-477
まつもと医療センター所属所	にこにこ保育園	長野県松本市大字寿豊丘 811
小諸高原病院所属所	白樺保育園	長野県小諸市甲 4598
国立療養所多磨全生園所属所	あおば保育園	東京都東村山市青葉町 4-1-1
国立長寿医療研究センター所属所	バンビ保育所	愛知県大府市森岡町源吾 36-3
金沢医療センター所属所	くるみ保育園	石川県金沢市下石引町 1-1
長良医療センター所属所	どんぐり保育所	岐阜県岐阜市長良 1300-7
静岡てんかん・神経医療センター所属所	つくしんぼ保育所	静岡県静岡市葵区漆山 886
静岡富士病院所属所	さくらんぼ保育所	静岡県富士宮市上井出 814
天竜病院所属所	ひまわり保育園	静岡県浜北市於呂 4201-2
静岡医療センター所属所	えくぼ保育園	静岡県駿東郡清水町長沢 762-1
名古屋医療センター所属所	くまの子保育所	愛知県名古屋市中区三の丸 4-1-1
東名古屋病院所属所	ひまわり保育園	愛知県名古屋市名東区梅森坂 5-101
豊橋医療センター所属所	たんぼぼ保育園	愛知県豊橋市飯村町字浜道上 50
鈴鹿病院所属所	こぼと保育所	三重県鈴鹿市加佐登町 3-2-1
三重中央医療センター所属所	ひまわり保育園	三重県久居市明神町 2158-5
榑原病院所属所	しらゆり保育所	三重県久居市榑原町 777
国立駿河療養所所属所	国立駿河療養所保育所	静岡県御殿場市神山 1915
福井病院所属所	さくら保育所	福井県敦賀市桜ヶ丘町 33-1
東近江総合医療センター所属所	ばら園	滋賀県東近江市五智町 255
京都医療センター所属所	ひまわり保育園	京都府京都市伏見区深草向畑町 1-1
宇多野病院所属所	わかば保育所	京都府京都市右京区鳴滝音戸山町 8
舞鶴医療センター所属所	ひよこ保育所	京都府舞鶴市字行永 2410
大阪医療センター所属所	なかよし保育園	大阪府大阪市中央区法円坂 2-1-14
刀根山病院所属所	とねやま保育所	大阪府豊中市刀根山 5-1-1
大阪南医療センター所属所	あゆみ保育所	大阪府河内長野市木戸東町 2-1
姫路医療センター所属所	院内保育所しらさぎ	兵庫県姫路市本町 68
兵庫青野原病院所属所	あおの保育園	兵庫県小野市南青野
兵庫中央病院所属所	うえの保育園	兵庫県三田市大原 1314
神戸医療センター所属所	たんぼぼ保育園	兵庫県神戸市須磨区西落合 3-1-1
奈良医療センター所属所	さくら保育所	奈良県奈良市七条 2-789
南和歌山医療センター所属所	はまゆう保育所	和歌山県田辺市たきない町 27-1
和歌山病院所属所	くろしお保育所	和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138
鳥取医療センター所属所	のびのび保育園	鳥取県鳥取市三津 876
米子医療センター所属所	なかよし保育園	鳥取県米子市車尾 4-17-1
松江医療センター所属所	さくら保育所	島根県松江市上乃木 5-8-31
浜田医療センター所属所	おおぞら保育園	島根県浜田市浅井町 772番 12

岡山医療センター所属所	くるみ保育園	岡山県岡山市北区田益1711-1
南岡山医療センター所属所	たんぼぼ保育園	岡山県都窪郡早島町大字早島4066
呉医療センター所属所	すずらん園	広島県呉市青山町3-1
福山医療センター所属所	杉の子保育園	広島県福山市沖野上町4-14-17
広島西医療センター所属所	たけのこ保育園	広島県大竹市玖波4-1-1
東広島医療センター所属所	あゆみ保育所	広島県東広島市西条町大字寺家513
賀茂精神医療センター所属所	たんぼぼ保育園	広島県東広島市黒瀬町南方92
山口宇部医療センター所属所	すだち保育園	山口県宇部市東岐波685
岩国医療センター所属所	いづみ園	山口県岩国市愛宕町1-1-1
柳井医療センター所属所	ふたば保育園	山口県柳井市大字伊保庄95
東徳島病院所属所	すだち保育園	徳島県板野郡板野町大寺字大向北1-1
徳島病院所属所	あすなろ保育所	徳島県吉野川市鴨島町敷地1354
高松医療センター所属所	さくら保育所	香川県高松市新田町乙の8
四国子どもとおとなの医療センター所属所	こぼと保育園	香川県善通寺市仙遊町2-1-1
四国がんセンター所属所	くにたち保育園	愛媛県松山市南梅本町甲160
愛媛医療センター所属所	くるみ保育園	愛媛県東温市横河原366
高知病院所属所	ぼぼてん保育園	高知県高知市朝倉西町1-2-25
国立療養所長島愛生園所属所	たんぼぼ保育園	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539
国立療養所邑久光明園所属所	ひかり保育園	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253
小倉医療センター所属所	みどり保育園	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-1
九州がんセンター所属所	ちくし保育園	福岡県福岡市南区野多目3-1-1
九州医療センター所属所	ひまわり保育園	福岡県福岡市中央区地行浜1-8-1
福岡病院所属所	なかよし保育園	福岡県福岡市南区屋形原4-39-1
大牟田病院所属所	ふたば保育園	福岡県大牟田市大字橘1044-1
福岡東医療センター所属所	あゆみ保育所	福岡県古賀市千鳥1-1-1
佐賀病院所属所	若楠保育園	佐賀県佐賀市日の出1-20-1
肥前精神医療センター所属所	しらゆり保育園	佐賀県神埼郡東脊振村大字三津160
嬉野医療センター所属所	ひまわり保育園	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2436
長崎医療センター所属所	くるみ保育所	長崎県大村市久原2-1001-1
長崎川棚医療センター所属所	さくら保育園	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005-1
熊本医療センター所属所	二の丸保育園	熊本県熊本市二の丸1-5
熊本南病院所属所	ひまわり保育園	熊本県宇城市松橋町豊福2338
熊本再春荘病院所属所	めだか保育園	熊本県合志市須屋2659
大分医療センター所属所	ひかり保育園	大分県大分市横田2-11-45
別府医療センター所属所	杉の子保育所	大分県別府市大字内竈1473
西別府病院所属所	つるみ保育園	大分県別府市大字鶴見4548
宮崎東病院所属所	コロコロ保育所	宮崎県宮崎市大字田吉4374-1
都城病院所属所	のぞみ保育園	宮崎県都城市祝吉町5033-1
宮崎病院所属所	わかば保育所	宮崎県児湯郡川南町大字川南19403-4

鹿児島医療センター所属所	つくし保育園	鹿児島県鹿児島市城山町8-1
指宿医療センター所属所	やしの実保育園	鹿児島県指宿市十二町4-1-45
南九州病院所属所	ひまわり保育園	鹿児島県始良郡加治木町木田1-8-82
国立療養所星塚敬愛園所属所	星塚保育園	鹿児島県鹿屋市星塚町4204
国立療養所奄美和光園所属所	あまみ保育園	鹿児島県奄美市名瀬和光町1700
沖縄病院所属所	あゆみ保育所	沖縄県宜野湾市我如古3-20-14
琉球病院所属所	琉星保育園	沖縄県国頭郡金武町字金武7-9-58-1

□貯金事業

P.90

- ・下記の通り変更しました。

医療補償制度や年金に対する関心が高まる現代において、組合員の皆さんに多種多様な生命保険および損害保険の中から・・・



組合員（任意継続組合員、継続長期組合員を除く）の皆さんに

■保険の種類と概要

- ・下記の表に差替えました。

生命保険の種類	幹事会社名	保険の概要	保険契約期間	募集時期
団体積立年金保険	三井生命保険(株)	組合員が在職中に保険料を払い込み、退職時に保険料積立金を原資として、年金の各種給付もしくは一時金で受けることで、豊かな老後の生活を実現することを目的とした団体年金保険です。中途脱退した場合は、その時点の積立金を一時金として受取ることが出来ます。	毎年4月1日～	毎年12月～1月頃
医療保障保険		病気やケガでの「1泊2日以上入院」、および「所定の手術」に対して給付金が支払われます。(死亡・通院に対する保障はありません。)お手頃な保険料でご加入いただけます。団体保険ですので、加入手続きが簡単(告知のみ)です。医師の診査は必要ありません。1年更新なので毎年保障内容の見直しが可能です。配偶者・子どももご加入いただけます(組合員本人の加入が前提です)。	毎年8月1日～翌年7月31日	毎年5月～6月頃
生きるためのがん保 DAYS (デイス)	アメリカンファミリー生命保険会社 (アフラック)	がんと初めて診断された時の一時金、がんで入院した時の入院給付金のほかに、がん治療を目的とした通院や手術、放射線治療、抗がん剤治療に関しても給付金が支払われます。また、先進医療の多様化にも対応しています。	終身	毎年7月頃 (随時加入可)
ちゃんと応える医療保険 EVER		病気やケガによる入院を1日目から保障します。また、健康保険が適用となる約1,000種の手術を保障します。(一部支払い対象外となる手術があります。)入院前60日以内、退院後120日以内の「通院」も保障しますので、入院前後の通院治療を安心して受けられます。		

損害保険の種類	幹事会社名	保険の概要	保険契約期間	募集時期
団体傷害保険	(株)損害保険 ジャパン	国内外における日常のケガ、および日常生活における法律上の賠償事故等を補償します。(傷害保険・交通傷害保険・こども保険の各種保険に分かれており、それぞれ補償が異なります。) 団体割引が適用されますので、一般で加入するよりも保険料が安く、補償が大きくなっています。	毎年10月 17日～ 翌年10月 17日	毎年8月～ 9月頃(随 時加入可)
団体所得補償保険		保険期間中に病気、またはケガにより就業不能となった場合に、免責期間を超える就業不能期間について、補償対象期間(1年間)を限度に保険金が支払われます。 団体割引が適用されますので、一般で加入するよりも保険料が安く、補償が大きくなっています。		
勤務医師賠償責任保険	あいおいニッセイ 同和損害保険(株)	国内での医療事故により、勤務医師(歯科医師含む)個人が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、示談・和解等の費用も対象となります。団体割引が適用されています。	毎年1月1 日～ 翌年1月1 日	毎年10月 ～11月頃 (随時加入 可)
看護師賠償責任保険	東京海上日動 火災保険(株)	保健師、助産師、看護師、准看護師個人が、国内での業務中の事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、示談・和解等の費用も対象となります。団体割引が適用されています。	毎年4月1 日～翌年4 月1日	毎年1月～ 2月頃(随 時加入可)
団体扱自動車保険 (マイカー 保険)	三井住友海上 火災保険(株)	ご希望の保険会社・商品を4社から選択いただけます。 団体割引が適用されますので、一般で契約するよりも保険料が安くなります。他の保険から団体扱自動車保険に切り替えても、無事故割引・割増などの等級が継承できます(一部共済を除く)。	1～3年間	毎年2月 頃・8月頃 (随時加入 可)
	あいおいニッセイ 同和損害保険(株)		1年間	
	日本興亜 損害保険(株)		1～3年間	
	東京海上日動 火災保険(株)		1年間	

※保険の内容、加入手続き等の詳細については、共済担当者にお尋ねください。

□ 貸付事業

・下記の記事に差替えました。

P.92

組合員が日常生活していくうえで、臨時に資金を必要とする場合に、事由に応じた貸付事業を行っています。平成25年10月1日より、各省庁共済組合と共通の貸付規程での取扱いとなっております。

■ 貸付の種類と概要（普通貸付、特別貸付）

種類		貸付対象	貸付資格	貸付金の限度額（※3） （貸付金額は1,000円の整数倍）	
普通貸付	一般	組合員が臨時の支出に要する費用	組合員期間 （※1） 6月以上	月収額（※5）の6月分	
	物資	組合員の家具等耐久消費財の物資の購入に要する費用			
特別貸付	教育	組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の子が、学校教育法第1条の学校、同法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校もしくはこれに準ずる学校（就業年限が1年以上のものに限る）またはこれらの学校に準ずる外国の教育機関に就学するために要する費用		組合員期間が 6月未満の再 任用常勤職員 等（※2）以外 の組合員	月収額の14月分 （ただし、1回の貸付額は6月分）
	結婚	組合員、被扶養者または被扶養者以外の子の組合員の子の結婚（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）に要する費用（新婚旅行等の費用を含む）			月収額の6月分
	葬祭	被扶養者または被扶養者以外の組合員の配偶者（届出をていないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者含む。）、子もしくは父母（配偶者の父母も含む。）の葬祭に要する費用		月収額の12月分	
	医療	組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む。）の医療に要する費用		月収額の12月分 （最低保障額 70万円）	
	災害	組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む。）、子もしくは父母（配偶者の父母も含む。）が水震火災その他非常災害により住居または家財に損害を受けたときに必要となる費用			

（※1）「組合員期間」とは、国家公務員共済組合法第38条に規定する組合員期間のうち組合員の資格を取得した日から貸付の申込みをする日までの引き続き期間

（※2）再任用常勤職員等に係る貸付について

（ア）すべての貸付を行えます。

（イ）組合員期間

*再任用職員（国家公務員法第81条の4第1項）または各独立行政法人の就業規則等に基づき再雇用された者

*賃金職員、期間業務職員（人事院規則8-12第4条第13号）

*その他

→退職手当が通算される場合に限り、引き続いている組合員期間とする。

（ウ）貸付金の限度額

種類	貸付金の限度額（貸付金額は1,000円の整数倍）		
普通貸付	標準報酬月額 の30/100に	申込みをした月の翌月から任期満了の月までの月数（残任月数）と上記の表（※3）の貸付限度額欄に掲げる月数	いずれか少ない月数を乗じて得た額
特別貸付			

貸付利率 (H26年4月現在)	弁済方法	弁済期間	貸付対象外の一例
年 4.26%	○元金均等弁済	90月以内	販売、レンタルまたは投資等営利を目的とした物資の購入費用
年 2.96% [利率は金融情勢の変動により変更されます]	○元金均等期末手当等併用弁済	140月以内	・ピアノ・制服代等業者に対して支払う費用 ・留学のための海外渡航費用 ・ホームステイ費用 ・塾の入学金および授業料 ・通学のための下宿費用 ・カルチャーセンターまたはクラブ費用等 ・寄付金 ・セミナーや単科講座等で当該教育機関へ入学を必要としないもの ・1年に満たない授業期間のもの
	○臨時弁済(※6) [*一部弁済 *全部弁済] ただし、貸付当月の一部弁済は不可		90月以内
	○毎月の弁済額 1,000円単位 ○期末手当等の弁済額 貸付額の2分の1の範囲内で元金均等額 1,000円単位 の弁済が可能です。	120月以内	

(※3)「貸付金の限度額」とは、各貸付けの種類ごとの区分ごとに設定しているもので、例えば普通(一般)と普通(物資)はそれぞれ月収額の6月分が貸付限度額となります。ただし、普通貸付および特別貸付の総額は、月収額の20月分に相当する額を超えることはできません。

また、すべての貸付の弁済額(元金と利息の合計額)の各弁済期における合計額が次の額を超えるときは、貸付けを行えません。

ア. 報酬からの弁済のみ 俸給(基本給)(※4)の30/100

イ. 報酬と期末手当等からの弁済 報酬……俸給(基本給)25/100・期末手当等…俸給(基本給)の150/100

→(※4)再任用常勤職員等は、標準報酬の月額

(※5)「月収額」

国立ハンセン病療養所に所属する組合員の場合	国立病院機構 および 国立高度専門医療研究センター各法人に所属する組合員の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・俸給(俸給の調整額を含む) ・俸給の特別調整額 ・初任給調整手当 ・扶養手当 ・研究員調整手当 ・地域手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本給月額、月例年俸 ・役職手当 ・医師手当 ・研究員調整手当 ・地域手当

(※6)「臨時弁済」の弁済額について 次項目の(※2)を参照

■貸付の種類と概要（住宅貸付、特別住宅貸付）

種類	貸付対象	貸付資格	貸付金の限度額 (貸付金は1,000円の整数倍)																			
住宅貸付	組合員の居住する ○住宅 購入、新築、増改築、修繕、借入 いずれも床面積 280㎡以下 または ○住宅の用に供する土地 購入、借入 いずれも5年以内に住宅の建築計画があること	(※1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>貸付金額</th> <th>最低保障額</th> <th>最高限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以上 5年未満</td> <td>退職手当相当額</td> <td>300万円</td> <td rowspan="2">1,200万円</td> </tr> <tr> <td>5年以上 10年未満</td> <td rowspan="3">5年後の退職手当相当額 と5年間の弁済元金の合 計額</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>10年以上 15年未満</td> <td>700万円</td> <td rowspan="3">2,000万円</td> </tr> <tr> <td>15年以上 20年未満</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>1,400万円</td> </tr> </tbody> </table>		組合員期間	貸付金額	最低保障額	最高限度額	3年以上 5年未満	退職手当相当額	300万円	1,200万円	5年以上 10年未満	5年後の退職手当相当額 と5年間の弁済元金の合 計額	400万円	10年以上 15年未満	700万円	2,000万円	15年以上 20年未満	1,200万円	20年以上	1,400万円
		組合員期間	貸付金額	最低保障額	最高限度額																	
3年以上 5年未満	退職手当相当額	300万円	1,200万円																			
5年以上 10年未満	5年後の退職手当相当額 と5年間の弁済元金の合 計額	400万円																				
10年以上 15年未満		700万円	2,000万円																			
15年以上 20年未満		1,200万円																				
20年以上	1,400万円																					
※公務員宿舎の廃止により明渡しを請求された組合員が、住宅を新築または購入する場合には上記最高限度額に特別加算として200万円を加算することができます。																						
特別住宅貸付	組合員の居住する 住宅の新築または購入に要する費用 もしくは 住宅貸付の貸付金の残額の全部を弁済する費用 ○住宅 購入、新築 原則として住宅部分の床面積 280㎡以下	組合員期間 20年以上 かつ 2年以内に自己都合退職予定 または5年以内に定年退職予定	退職手当相当額 (最高限度額 2,000万円)																			

(※1) 再任用常勤職員等に係る貸付について

(ア) 貸付金の限度額

種類	貸付金の限度額 (貸付金額は1,000円の整数倍)	
住宅貸付 特別住宅貸付 (退職手当無)	標準報酬月額 30/100に	申込みをした月の翌月から任期満了の月までの月数(残任月数)と上記の表(※3)の貸付限度額欄に掲げる月数 } いずれか少ない月数を乗じて得た額
住宅貸付 特別住宅貸付 (退職手当有)	退職手当相当額 (当該退職手当相当額が2,000万円を超えるときは2,000万円)	

貸付利率 (H26年4月現在)	弁済方法	弁済期間 (貸付月の翌月から)	注意事項										
<p>年 2.96%</p> <p>利率は金融情勢の変動により変更されます</p>	<p>○元金均等弁済</p> <p>○元金均等期末手当等併用弁済</p> <p>＊毎月の弁済額 1,000円単位</p> <p>＊期末手当等の弁済額 貸付額の2分の1の範囲内で元金均等額 1,000円単位</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>貸付金額</th> <th>弁済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>100月以内</td> </tr> <tr> <td>50万円を超え100万円以下</td> <td>150月以内</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え200万円以下</td> <td>250月以内</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える</td> <td>360月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>○臨時弁済 (※2)</p> <p>＊一部弁済</p> <p>＊全部弁済</p> <p>(注意) 一部弁済のうち、元利均等期末手当併用の場合は、期末手当等の支給日の属する月においてのみ可。ただし、貸付当月の一部弁済は不可</p>	貸付金額	弁済期間	50万円以下	100月以内	50万円を超え100万円以下	150月以内	100万円を超え200万円以下	250月以内	200万円を超える	360月以内	<p>○元金均等弁済</p> <p>○元金均等期末手当等併用弁済</p> <p>＊毎月の弁済額 弁済金額に支払利息を加えた額が均等となる</p> <p>＊期末手当等の弁済額 貸付額の2分の1の範囲内で元金均等額</p>	<p>○貸付の対象</p> <p>不動産登記の手数料等、物件取得に際して間接的に発生する費用は貸付の対象となりません。物件取得に係る直接費用（物件の対価および付随する消費税）のみ貸付の対象となります。貸付対象物件は、借受人の名義（共有の場合を含む。）であるものまたは借受人の名義となるものに限ります。また、共有名義となることができるとは、配偶者および2親等以内の親族となります。</p> <p>○共同名義で住宅を取得する場合</p> <p>共有名義による住宅の新築、購入、増改築、修繕または土地の購入もしくは借入れに要する費用については、借受人の持ち分が借入金額を下回ってはいけません。</p> <p>○団体信用生命保険に加入できません。</p>
貸付金額	弁済期間												
50万円以下	100月以内												
50万円を超え100万円以下	150月以内												
100万円を超え200万円以下	250月以内												
200万円を超える	360月以内												
<p>年 3.26%</p> <p>利率は金融情勢の変動により変更されます</p>	<p>○翌月から利息のみを弁済</p> <p>＊元金は、退職時に全部弁済</p> <p>○臨時弁済 (※2)</p> <p>＊一部弁済</p> <p>＊全部弁済</p> <p>ただし、貸付当月の一部弁済は不可</p>	<p>貸付申込月から起算して</p> <p>＊自己都合退職を予定する場合 24月以内</p> <p>＊定年退職を予定する場合 60月以内</p>	<p>○団体信用生命保険に加入できません。</p>										

(※2) 「臨時弁済」の弁済額について

	<p><元金均等弁済></p> <p><元利均等弁済></p>	<p><元金均等期末手当等併用弁済></p> <p><元利均等期末手当等併用弁済></p>
一部弁済	<p>毎月可</p> <p>毎月の弁済元金のうち、一部弁済を行おうとする月の翌月から任意の月までの弁済元金の合計額</p>	<p>6月と12月のみ可</p> <p>毎月および期末手当等の弁済元金のうち一部弁済を行おうとする月の翌月から任意の期末手当等の支給日の属する月までの弁済元金の合計額</p>
全部弁済		<p><元利均等期末手当等併用弁済>の場合</p> <p>期末手当等弁済分残高にかかる経過利息も併せた額</p> <p>経過利息については、勤務先の共済担当者にお尋ねください。</p>

■貸付の申込方法

貸付を希望される方は、次の書類を所属所長に提出してください。

○普通貸付

(ア) 借入申込書

(イ) 添付書類

区 分	書 類
一 般	不要
物 資	見積書等

(ウ) 貸付後、支払報告書（物資貸付・特別貸付）、領収書（写）を提出していただきます。（物資貸付のみ）

○特別貸付

(ア) 借入申込書

(イ) 添付書類

区 分	貸付事由を証する書類	金額を証する書類
教 育	学校等が発行した入学許可書の写し、合格通知書の写しまたは在学証明書等	金額が記載された契約書の写し、見積書の写しまたは請求書の写しもしくはこれらに類するものであって金額を確認できるもののいずれか
結 婚	住民票または結婚式もしくは披露宴の案内状もしくは婚姻の事実を証するに足る書類（所属所長の証明を含む。）等	
葬 祭	埋葬許可証の写しまたは火葬許可証の写し等	
医 療	医師等の発行する診断書またはこれに相当する書類もしくは処方箋の写し等	
災 害	罹災証明書の写しまたは事故証明書の写し等	

(ウ) 被扶養者以外の組合員の子に要する費用の貸付を行う場合、組合員との続柄が確認できる書類（戸籍謄本（写）等）を提出していただきます。

(エ) 貸付後、支払報告書（物資貸付・特別貸付）、領収書（写）を提出していただきます。

・住宅貸付および特別住宅貸付

	住宅				土地		備 考	
	新築	購入	増改築 修繕	借入	購入	借入		
申込み提出書類	借入申込書	○	○	○	○	○		
	資金計画書	○	○	○	○	○		
	工事費等見積書の写し	○		○				
	(工事・売買・賃貸) 契約書の写し	○	○	○	○	○		
	住宅の平面図	○	○	○	○			
	確認済証の写し	○		○		○ ※1	○ ※1	建築基準法第6条第1項に該当する 場合に限る。 ※1 建築予定の住宅について、建築確認を受けている場合は提出が必要
	契約書					○	○	5年以内に住宅を建築する旨の誓約書
	取得理由および利用計画書	○	○	○	○	○	○	被扶養者と別居して遠隔地に物件を 取得する場合 (任意様式)【遠隔地に 取得する理由および将来的 利用計画 (先に入居する家族と同居する予定 等)について記した書面】
	登記割合についての申立書	○	○	○		○		共同名義で登記する場合に必要
	宿舍の明渡しを請求されたことが確認できる書類	○	○			○		宿舍の明け渡し請求に伴う住宅および 土地の新築 または購入をする場合
土地の登記事項証明書(※2)、土地所有者の承諾書、借地契約書の写しのいずれか	○						(借受人名義(共有を含む)の場合に限る。) ※2 住宅を新築するが、土地の購入 または借入を行わない場合	
建物の登記事項証明書		○ ※3	○ ※4		○ ※3		※3 購入前の持主名義のもの ※4 登記内容に変更がある場合は工事前のもの	
借用証書	○	○	○	○	○	○		
取得後の提出書類	取得・借入・工事完了報告書	○	○	○	○	○	○	
	登記事項証明書または登記の事実を証するに足る書類	○	○	○		○		※5 登記内容に変更がない場合は必要なし
	借入れの事実を証するに足る書類				○			
	工事完了報告書またはその事実を証するに足る書類			○				
	住宅を建築したことを証する書類	○						土地のみ取得した後に住宅を建築した場合 住宅を建築しなければならない期間の延長の承認を受けようとする場合 * 住宅建築義務期間延長願 * 延長期間内に住宅を建築する旨の誓約書
	領収書(写)			○	○		○	

(注意) 所属所(支部)長が必要と認めた上記以外の添付書類が必要となる場合があります。

詳細については、勤務先の共済担当者にお尋ねください。

追加

■ 弁済の猶予

非常災害にあった場合や、育児休業を取得した場合に、借受人の申出により元金の弁済を猶予することができます。

	災害	育児休業
内容	【新規貸付】 特別貸付（災害）または災害復旧のための住宅貸付を行う場合、組合員からの申出により、12月の範囲内で元金を猶予することができます。	【新規貸付】 育児休業をしている者が新たに貸付けを受ける場合、当人からの申出により、当該育児休業期間中の元金の弁済を猶予することができます。
	【既貸付】 水震火災その他の非常災害により、借受人またはその被扶養者が被害を受けた場合、借受人からの申出により、12月の範囲内で元金の弁済を猶予することができます。	【既貸付】 借受人が育児休業をする場合もしくは育児休業をしている場合、借受人からの申出により、当該育児休業の期間中、元金の弁済を猶予することができる。
提出書類	(ア) 貸付金弁済猶予申請書（災害）【様式第18号】 (イ) 風水害、地震、火災その他非常災害により組合員 またはその被扶養者が被害を受けたことを証明する書類（罹災証明書等）の写し	(ア) 貸付金弁済猶予申請書（育児休業）【様式第18号】 (イ) 育児休業の事実を証明する書類（人事異動通知書等）の写し
注意事項	猶予期間であっても、貸付金利息および団体信用生命保険料は支払う必要があります。	

■ 貸付をお断りする場合について

過去に貸付事故（共済組合への弁済ができなくなること）を起こした方や、破産および民事再生の申立てをされている組合員等に対しては、借り入れのお申込みをいただいても貸付をお断りさせていただく場合があります。

・ 組合員の皆様へのお願い

近年、組合員の自己破産や民事再生の申請による貸付保険事故が多発している状況にあります。
組合員の皆様におかれては、共済組合からの借入金も含め、計画的なご利用をお願いいたします。

■ 債権の保全

すべて、共済組合負担による官公庁等共済組合一般資金貸付保険または官公庁等共済組合住宅資金貸付保険の適用となります。

■団体信用生命保険（「だんしん」）制度

厚生労働省第二共済組合から住宅貸付・特別住宅貸付を受けている組合員が、貸付金の完済前に死亡し、または高度障害状態となった場合、「だんしん」契約に基づき、保険会社から共済組合へ貸付残高に相当する金額が保険金として支払われ、家族が退職金を全額受け取ることができ、家族の生活の安定を図ることを目的とした制度です。ただし、加入は任意であり、保険料は組合員が負担することとなります。

・加入方法

住宅貸付・特別住宅貸付の申込時にあわせて申込みます。

提出書類	「厚生労働省第二共済組合だんしん加入申込書（新規・追加）兼告知書」<H25.10 改定版>	
保険料	貸付金残高1万円につき2円80銭（月額）	※毎月の給与から控除されます。

■銀行住宅ローン斡旋

組合員の住宅取得のために、共済組合の住宅貸付制度のほか、店頭融資利率より低い利率での融資が受けられるよう、次の金融機関と協定を締結しております。

(H26.4.1 現在)

銀行名	三井住友信託銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	三菱東京UFJ銀行	りそな銀行
担当部署名・担当者	虎ノ門コンサルティング オフィス 職域課 渡辺	虎ノ門支店 個人営業 2課 武笠、酒井、望月	住宅ローン担当	【お取引先社員さま用 住宅ローンお問い合わせ ダイヤル】 TEL:0120-306-082 受付時間: 毎日 9:00~17:00(1/1~ 1/3・5/3~5/5を除く) *担当者は特定しません。	東京公務部
連絡先・ホームページ	0120-735-433 (フリーダイヤル) メールアドレス: tora@smtbj.jp	TEL:03-3501-2335 FAX:03-3508-0817 メールアドレス: masaomi.nakatani@ mizuho-bk.co.jp	TEL:03-3581-6313 <専用HPアドレス> https://www2.smbc.co jp/b2e/login01.html 会社ID:KSH22 (半角英数) 会社パスワード:smbc	【組合員さま向け専用HP (ライフプランWEB)】 URL: http://welfare.bk.mufg.jp ユーザーID:kousei-2 パスワード:kyouasai	TEL:03-3502-3101 <HPアドレス> http://www.resona-gr. co.jp/resonabank/ (ただし個別提携ロー ンのご案内について は掲載はございません)

※最新の融資条件については、各金融機関に直接ご確認ください。

□ 財形持家融資事業

・下記の記事に差替えました。

P.98

この事業は、勤労者退職金共済機構から国家公務員共済組合連合会が調達した事業資金を共済組合が借り入れ、これを財形貯蓄を行っている組合員に住宅資金として貸付ける融資制度です。

■ 貸付の種類と概要

種類	貸付対象（※1～4）	貸付資格	貸付金の限度額								
財形持家融資事業	<p>A. 組合員がその持家として自己の居住するための</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の新築</td> <td>床面積が 70 m² (共同住宅は 50 m²) 以上 280 m²以下</td> </tr> <tr> <td>新築住宅の購入</td> <td>床面積が 70 m² (共同住宅は 40 m²) 以上 280 m²以下</td> </tr> <tr> <td>中古住宅</td> <td>床面積が 40 m² 以上 280 m²以下</td> </tr> <tr> <td>住宅の改良</td> <td>改良後の床面積が 40 m²以上となるもの</td> </tr> </table>	住宅の新築	床面積が 70 m ² (共同住宅は 50 m ²) 以上 280 m ² 以下	新築住宅の購入	床面積が 70 m ² (共同住宅は 40 m ²) 以上 280 m ² 以下	中古住宅	床面積が 40 m ² 以上 280 m ² 以下	住宅の改良	改良後の床面積が 40 m ² 以上となるもの	<p>以下、①～③の全ての要件を満たしている組合員</p> <p>①継続して1年以上の期間財形貯蓄を行っていること。</p> <p>②①の要件を満たす払込期間の末日(※5)から2年以内に貸付の申込みを行うこと。</p> <p>③申込日において、50万円以上の財形貯蓄の残高があること。</p>	<p>貸付申込日において有する財形貯蓄の残高の10倍に相当する額 または 4,000万円 のいずれか低い額の範囲内で、次の区分に掲げる額。ただし、54万円以上で1,000円の整数倍に相当する金額。</p> <p>①「財形持家融資」のみの場合： 5年後の退職手当推定額 + 200万円</p> <p>②住宅貸付」を現に受けている場合 または これから受けようとする場合： 5年後の退職手当推定額 + 200万円 - { 申込日における住宅貸付の残額 または 受けようとする貸付金額</p> <p>③「特別住宅貸付」を現に受けている場合 または これから受けようとする場合： 申込日に退職したとしたならば退職手当法の規程により受けるべきこととなる退職手当の額に相当する額 - { 申込日における特別住宅貸付の残額 または 受けようとする特別住宅貸付金</p>
	住宅の新築	床面積が 70 m ² (共同住宅は 50 m ²) 以上 280 m ² 以下									
新築住宅の購入	床面積が 70 m ² (共同住宅は 40 m ²) 以上 280 m ² 以下										
中古住宅	床面積が 40 m ² 以上 280 m ² 以下										
住宅の改良	改良後の床面積が 40 m ² 以上となるもの										
<p>B. 上記の住宅建設と住宅購入の場合において、併せて土地を購入または借入れも可</p>											

貸付利率 (H26年4月現在)	返済方法	貸付期間 (貸付月の翌月から)	注意事項
0.92% (利率は金融情勢の変動により変更されます) (貸付利率は、貸付の日から5年を経過することに改定します。その際に適用する利率は、改定日の属する月の2月前の初日における利率となります。) ()	○元金均等返済 ○元金均等期末手当等併用返済 * 毎月の返済 1,000円単位 * 期末手当等の返済 貸付額の2分の1の範囲内 1,000円単位 ○臨時の返済 * 一部臨時返済不可 * 一括繰上返済可 (※6)	○住宅の新築、新築住宅の購入 15年(180月) 20年(240月) 25年(360月) のいずれかの返済期間が設定できます。 ○既存住宅の購入、住宅改良、土地の購入または借入 15年(180月)のみ	○貸付時期 年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月) ○貸付財源には限度枠の設定がある為、希望額を借りられない場合があります。 ○貸付融資を完済するまで、物件の売却はできません。 ○借用証書に添付する印紙代は、組合員が全額負担することになります。 ○団体信用生命保険には加入できません。

(※1) いずれの場合にも、貸付後6月以内に建物の建築等を行うことが確実であることが必要です。

(※2) 「床面積」には、ベランダ等屋外部分は含みません。

(※3) 「改良」とは、増築、改築、修繕等の工事をいいます。

(※4) 土地の購入・借入の場合は、借入れ後1年以内に当該土地に住宅を建設しなければならず、土地のみの先行取得は、貸付の対象となりません。

(※5) 当該期間の末日が2つ以上ある場合には、貸付を申し込む日(申込日)の直近とし、この場合次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

*いずれか一方が要件を満たしていること。

*いずれも単独では要件を満たさないが、合算すれば満たしていること。

(※6) 一括繰上返済を希望される場合の詳細は、勤務先の共済担当者にお尋ねください。

追加

■貸付の申込方法

貸付を希望される方は、次の書類を所属所長に提出してください。

・財形持家融資事業

		住宅(※1)			土地		備 考
		新築	購入	改良	購入	借入	
申込み提出書類	申込書	○	○	○	○	○	
	財形貯蓄残高証明書(※2) および残高通知書(※3)	○	○	○	○	○	
	工事請負契約書	○		○			
	売買契約書		○		○	○	
	仕様書			○			
	建物の設計図	○	○	○			
	建築基準法による確認通知書	○					
	旧持主名義の登記簿謄本 (原本)(※4)		○		○	○	
	土地の平面図および位置図				○	○	
	地主の土地使用承諾書、または 借地 権設定契約書					○	
	振込依頼書	○	○	○	○	○	
貸付決定後の 提出書類	借用証書	○	○	○	○	○	収入印紙貼付(※5)
取得後の 提出書類	登記簿謄本(原本)	○	○	○	○		
	改良の事実を証する書類			○			
	借地権設定契約書(写)					○	

(※1) 新築物件については、勤労者財産形成促進施行令第36条第3項の規定に適合する住宅であることを証明する書類を添付すること。

(※2) 金融機関・生命保険会社等が発行する財形貯蓄（見込）残高計算依頼書に証明を受けたもの。

(※3) 申込日直近の定期の残高通知書であること。

(※4) 既存物件の購入や借入の場合に提出を要する。

(※5) 購入する印紙の額は、印紙税法に基づく。

(注意) 所属所（支部）長が必要と認めた上記以外の添付書類が必要となる場合があります。
詳細については、勤務先の共済担当者にお尋ねください。

■債権の保全

貸付申込と同時に官公庁等共済組合住宅資金貸付保険（B方式）の適用を受けなければなりません（強制加入）。ただし、保険料は組合員の負担となります（貸付時に一括徴収）。